第15回愛媛県後期高齢者医療広域連合情報公開･個人情報保護審査会
会　議　録　（要点筆記）

（日時）
令和３年12月24日（金）10:00 ～ 11:02

（場所）
ＫＨ三番町プレイス　３階　第１会議室

（出席者）
委　員：東渕会長、今村委員、桐木委員、倉澤委員、河野委員（50音順）　計 5 名
事務局：松木事務局長、髙市事務局次長、越智事業課長、石川総務企画係長、
中本資格管理係長、竹内医療給付係長、本郷保健事業係長、
武智主事、長住主事　計 9 名

（傍聴者）
なし

（署名委員）
東渕会長、今村委員

（議事の概要）
・委員の互選により、東渕委員を会長として選出
・会長により、倉澤委員を会長職務代理者として指名

（議題）
（1）特定個人情報保護評価書の点検について
《資料１から６に基づき事務局説明》
直近の公表日から５年を経過する前に評価の再実施をするよう努めること及び後期高齢者医療広域連合電算処理システムに「サーバー間連携システム」を導入することから、「特定個人情報保護評価」を再実施する必要があるため、特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第１号）第７条第４項の規定に基づき、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて、審査会の意見を聴くよう、広域連合長から諮問を行った。

《質疑・意見》
・基礎項目評価書のⅡしきい値判断項目における「取扱者数」は、誰を対象とした数字か。
後期高齢者医療制度関係事務で特定個人情報を取り扱う人数を指しており、それが500人未満ということである。

・基礎項目評価書のⅣリスク対策において、「９．従業者に対する教育・啓発」で、「特に力を入れている」にするには、どのような対策を強化すべきと考えるか。

現状は、Web サイトを使った研修等を行っているが、特に力を入れるとなると、通常業務に加えて実施することとなり、時間外対応なども含めた時間的な問題が発生することや特定個人情報に対する強化すべき課題や効果的な研修方法が明確にされてないことから、現時点では、国の基準に則り、勤務時間内での現行の研修程度を考えている。

・愛媛県内でも会計年度任用職員による事故などがあったし、委託も行っているようなので、「特に力を入れている」方向性を持ってほしいと希望する。

・パブリックコメントによる意見募集に際して、意見無しとのことだが、被保険者は、この評価書を閲覧して、理解するのは難しいのではないか。公表後、意見がなかったことについて、苦情がでるのではないか。

広域連合では、国のガイドラインに基づき、パブリックコメントを実施し、事務局における閲覧とホームページの掲載を行ったことから、意見がなかったとしても一定の理解を得たものと考えている。また、今後、苦情等があっても適正に対応していく。

・事務局としては、国の示す指針に則っているので問題はないという認識だと思うが、何か国の基準からプラスアルファしたところがもしあれば教えてほしい。

国の基準よりも加えた点は、特にない。

《協議結果》

諮問された内容は、適合性、妥当性ともに基準を満たしており適正である旨を審議会として、答申書にて回答する。

(2) 個人情報保護取扱事務開始届の報告について

《資料７に基づき事務局説明》

新たな個人情報取扱事務（マイナンバーカード交付申請書類の作成及び送付事務）が生じるため、個人情報保護条例第６条第１項に規定する個人情報取扱事務の届出を行い、同条第４項の規定により、その届出について審査会に報告を行った。

《質疑・応答》

・受託業者に渡すデータの項目は、具体的にどこまでの範囲か。

被保険者番号、氏名、住所、性別、生年月日、申請書ＩＤ等、業務に必要な範囲で、情報を最小限受託業者に渡す計画である。

・性別、生年月日は渡すデータとして必要なのか。

資料７の申請書雛形のとおり、性別、生年月日も印字して送付することとなっているので、必要と考えている。

・マイナンバーカードの交付申請勧奨する目的は、被保険証としての利用促進を図りたいということで、国とは別に広域連合で発送するわけなので、その目的が伝わるように書類を作成してはどうか。

案内文も国から示された仕様で細かく決められており、内容は少し工夫することは許されているので、その範囲内で検討したい。

（その他）

令和３年５月に成立した個人情報保護法の改正を含むデジタル社会形成整備法によって、今後、広域連合の個人情報保護条例の改正や事務の変更が必要となることから、事務局からその概要の説明を行った。

署名委員

会　長　東渕則之

委　員　今村陽一